

会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業に係る事業者選定委員会設置要綱

平成 28 年 10 月 28 日決裁

平成 29 年 3 月 6 日決裁

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）が行う、有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に準じて、事業者の選定を行うに当たり、本事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を組合に設置し、その運営等について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 選定委員会は、次に掲げる事項について審議を行い、管理者に意見を述べるものとする。

- (1) 実施方針、要求水準及び特定事業の選定に関すること
- (2) 民間事業者の選定方式に関すること
- (3) 民間事業者の募集要項等及び事業者選定基準に関すること
- (4) 民間事業者による提案書等の審査及び優秀提案者の選定に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本事業の実施に関すること

2 委員の意見は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によるときの学識経験者としての意見を兼ねるものとする。

（組織）

第 3 条 選定委員会は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員

2 前条の委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が終了した時までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 選定委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会津若松地方広域市町村圏整備組合情報公開条例（平成21年会広整組条例第2号）第7条の各号に該当すると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、本事業に関する提案に応募し、又は入札に参加してはならない。
- 3 委員は、職務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 選定委員会の庶務は、組合環境センターにおいて処理する。

- 2 組合が委託したアドバイザー等は、必要に応じて事務局に参加させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の選定委員会は、管理者が招集する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。